

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）の逸見総合管理センターにおける施設の運転管理業務及び別に定める設備の維持管理（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、その業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、施設の機能を十分理解し、契約書、仕様書その他関係書類に基づくとともに、甲の指示に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 乙は、指定業務に従事する者（以下「従事者」という。）の労務管理を十分行うとともに、対象施設の運転を停止することができないことを念頭に置き、あらゆる事態に対処できる体制を整えなければならない。

3 乙は、対象施設の構造、性能、系統、監視制御システム及び関連施設の状況を熟知し、これらの運転に精通するとともに、業務の履行に当たっては、常に問題意識を持ち、創意工夫して、業務の履行を行うよう努めなければならない。

(業務の内容)

第3条 甲が乙に委託する業務の内容は、施設の運転管理を基本とし、詳細については「逸見総合管理センター水運用運転管理業務特記仕様書」、「水質計器維持管理業務特記仕様書」、「自動水質監視装置維持管理業務特記仕様書」及び「膜ろ過設備維持管理業務特記仕様書」による。

(委託期間)

第4条 委託期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(委任又は下請負)

第5条 乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲に通知しなければならない。

(法令の遵守)

第6条 乙は、労働関係法令の遵守はもとより、本業務の履行に当たり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 電気事業法
- (4) 電気通信事業法

- (5) 電波法
- (6) 消防法
- (7) 河川法
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (9) 公害防止に関する神奈川県条例
- (10) 横須賀市上下水道局契約規程
- (11) その他関係法令

(従事者の構成)

第7条 従事者は、総括責任者と技能員で構成する。

(総括責任者の選任及び資質)

第8条 乙は、次に掲げる要件を満たす者を総括責任者として選任し、要件を満たすことを記載した文書を甲に提出しなければならない。

なお、総括責任者を変更したときも同様とする。

- (1) 水道技術管理者の資格を有する者
- (2) 電気工事士の資格を有する者
- (3) 労務管理能力を有し、責任ある立場で労働者を指揮、監督した経験を有する者
- (4) 浄水場等の施設その他送配水システムにおける3年以上の運転管理の実務経験があり、運転管理について高度な技術力及び的確な判断力を有している者
- (5) 心身とも健全で、協調性をもって業務に当たれる者

(総括責任者等の職務)

第9条 総括責任者は、現場の責任者として、次に掲げる職務を行う。

- (1) 技能員の指揮監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。
- (2) 仕様書、マニュアルその他関係書類に基づき、業務の実施状況について監理する。
- (3) 甲の指示事項及び連絡事項を技能員に周知徹底する。
- (4) 甲が定期又は臨時に開催する会議等に参加し、業務の進捗状況等を報告する。
- (5) 技能員の業務習熟のため必要な研修を実施する。
- (6) 業務の全体に係る改善その他の提案を行う。
- (7) その他業務の達成に必要な事項を統括する。

2 技能員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総括責任者の指示により、業務を実施する。
- (2) 業務を効率的に実施するための提案を総括責任者に対し行う。

3 総括責任者は、技能員の職務を行うことができる。

(技能員の資質)

第10条 技能員は、第1号から第3号までの要件を満たし、かつ、第5号から第11号までの要件のいずれかを満たす者でなければならない。ただし、技能員全体で、3名以上

は、第4号及び第11号の要件を満たす有資格者でなければならない。

- (1) コンピュータの基礎程度の知識を有する者
- (2) ワード及びエクセルを使い、報告書の作成、表計算等ができること。
- (3) 心身とも健全で、協調性をもって業務にあたること。
- (4) 第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有すること。
- (5) 浄水場又は水運用の運転管理の経験を有する者
- (6) 学校教育法における高等学校以上又はこれと同等以上の教育施設において、電気関係教科を履修し卒業していること。
- (7) 電気、機械設備の運転及び保守に関する知識を有する者
- (8) 機械及び化学に関する業種の施設にて技術上の業務の経験を有する者
- (9) 水道施設管理技士3級以上の資格を有する者
- (10) 情報処理技術者の資格を有する者
- (11) 電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する者

(従事者の配置)

第11条 乙は、契約締結後速やかに従事者の住所、氏名、年齢及び資格その他必要事項を書面により甲に提出し、当該従事者の配置について、甲の承諾を得なければならない。

また、従事者の異動があり、新規に従事者を配置する場合も同様とする。

- 2 契約期間の2年日以降については、乙は、1年以上の業務経験者を50%以上確保するものとする。
- 3 乙が従事者を変更する場合には、甲が従事予定者の評価を行い、その結果を乙に対し通知するものとする。
- 4 甲は、従事者が次のいずれかに該当する場合は、当該従事者に係る配置の承諾を取り消すことができる。
 - (1) 公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (2) 勤務態度の不良が認められたとき
 - (3) 業務の実施に著しい不適正が認められたとき
- 5 従事者の変更手続き等については、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 乙による事前研修及び評価結果報告書
 - (2) 乙による局内評価依頼
 - (3) 乙による従事者変更願
 - (4) 乙による従事者変更届

(提出書類)

第12条 乙は、契約締結後速やかに、甲の定める契約関係書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務実施のための研修計画書
- (3) 組織表（現場管理及び安全管理）
- (4) 共用施設使用願

- (5) 緊急連絡体制表
- (6) その他甲が指定する書類等

(従事者の従事体制)

第13条 乙の従事体制は、次表のとおりとする。

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

従 事 時 間		従事人数
毎 日	0時00分～24時00分	常時2名以上

(注) 従事時間のうち土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの日を除いた日の8時30分から8時45分まで及び16時45分から17時00分までの間は、甲との業務打合せ時間とする。

- 2 従事者の主たる従事場所は、逸見総合管理センター中央管理室とする。
- 3 従事時間内に従事者の交替を行うときは、その都度、従事者間で業務の引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、従事者の従事予定を作成し、事前に甲に対し提出しなければならない。
- 5 本業務の従事時間においては、1年以上の実務経験のある者が、常時1名以上従事しなければならない。ただし、受託初年度である平成28年度中においては、この限りでない。

(緊急事態発生時の対応)

第14条 乙は、緊急事態発生に備え、勤務時間のいかんに関わらず常に連絡体制を整備し、緊急事態の規模に応じて適切な人員を現場に配置させる等の応急処置に対応できるよう準備をしておかななければならない。

(業務の記録等)

第15条 総括責任者は、業務の打合せ事項、指示事項及び連絡事項等について、その都度、記録し、甲の確認を得なければならない。

- 2 技能員は、業務日報その他甲の指定する事項について、総括責任者に対し、速やかに報告しなければならない。

(安全衛生管理)

第16条 乙は、感染症等に対し、平素から安全衛生管理を十分に行わなければならない。

- 2 乙は、労働安全衛生法及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 乙は、業務の実施に当たり守らなければならない安全衛生に関する事項を定めなければならない。
- 4 乙は、従事者に対し、関係法令に従い定期及び臨時の健康診断並びに検便（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、O-157、サルモネラ菌）を実施し、甲に対し、その結果を提出しなければならない。
- 5 乙は、業務実施場所の清掃を常に心掛け、整理整頓に努めなければならない。

(安全教育及び訓練)

第 17 条 乙は、従事者に対し、施設等の安全に関して必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は、従事者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実施指導及び訓練を行わなければならない。

(共用施設の使用)

第 18 条 次に掲げる共用施設は、契約期間中、甲が乙に無償で使用させるものとする。

(1) 逸見総合管理センター中央管理室（従事者事務スペースを含む。）

(2) 給湯室

(3) トイレ

(4) 駐車場（指定した範囲に限る。）

(5) その他甲が認めた施設（設備）

2 乙は、共用施設の使用に当たり、乙の瑕疵により破損、汚損等が生じたときは、乙の負担により弁償しなければならない。

3 乙は、共用施設の使用に伴う光熱水費の費用負担については必要としないが、節水、節電に十分配慮しなければならない。

4 乙は、業務上必要な電話等通信設備について、甲の承諾を得て、使用することができる。この場合の費用は、甲が負担する。

(完成図書、工具等の貸与)

第 19 条 乙は、業務遂行上必要と認めた完成図書、工具、試験器具その他備品類については、甲の承諾を得て使用することができる。ただし、従事者の安全衛生対策器具については、原則として乙が備えるものとする。

2 貸与品については、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には乙が弁償しなければならない。

(事務用品等)

第 20 条 業務に要する事務用品その他業務の実施に必要な物品等については、乙が備えるものとする。ただし、甲が認めたものについては、この限りでない。

(従事者の規律及び服装等)

第 21 条 乙は、従事者の作業規律、衛生、風紀等に関し、一切の責任を負うものとする。この場合において、乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 従事者として明確に識別できるよう、統一した作業服を着用すること。

(2) 従事者が容易に確認できるよう、名札を着用すること。

(3) 甲が指定する表示場所に勤務している従事者の氏名等を表示すること。

(守秘義務)

第 22 条 乙は、業務遂行上知り得た事項は、業務のみに使用することとし、他に漏らしてはならない。

(賠償責任)

第 23 条 契約期間中に生じた乙の誤操作による機器等の破損、故障等は、乙の責任において速やかに補修、改善又は取替えを行い、解決しなければならない。ただし、乙の責任に帰さない場合は、この限りでない。

2 乙は、自らの過失による第三者への損害発生対応として、第三者損害賠償保険に加入しなければならない。

(雑則)

第 24 条 乙は、本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 乙は、業務等に係る資料の提出を甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義等の決定)

第 25 条 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の保証)

第 26 条 乙は、契約書等の提出と併せて、請負代金額の 100 分の 30 以上を保証金額とする債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第 27 条 委託料の支払いは、毎月払いとし、乙の請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、1 円未満の端数金額については、3 月分で精算する。

(グリーン購入等)

第 28 条 乙は、この業務を実施するに当たって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入するものとする。また、仕様書で特に指示がない場合で受託費用に物品等の購入費用が含まれているときは、できる限り、この方針に基づく環境物品等を調達するよう配慮するものとする。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施されたい。
なお、使用資材についてはアスベストが含有する資材を使用しないこと。

(業務上の注意事項)

第 29 条 運転管理に従事する技能員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 業務報告

ア 1日の業務内容を日報等にまとめ、就業時間内に監督員及び次に業務を引き継ぐ技能員に対し、正確に報告すること。

イ その他監督員が要求する業務報告書等(施設・設備点検表、事故等対応報告書、帳票等)は、速やかに提出すること。

(2) 環境保全

ア 公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを十分認識し、業務実施場所を清潔に保ち、環境の保全に努めること。

(監督員の選任)

第 30 条 監督員は、以下のとおりとする。

横須賀市上下水道局技術部浄水課